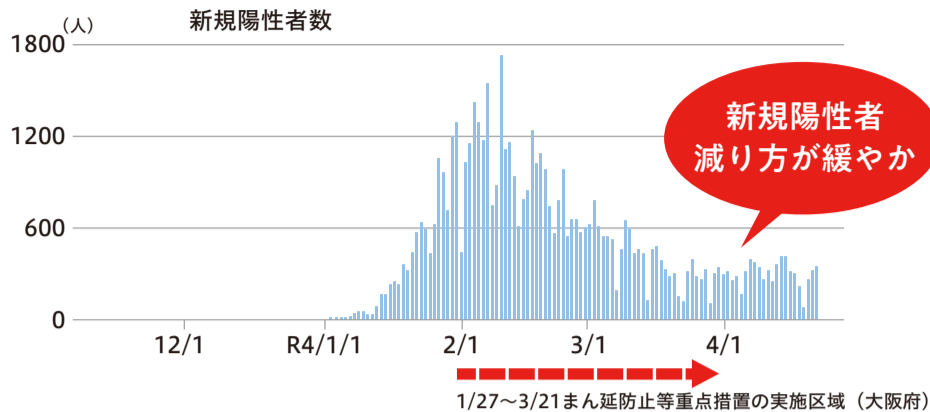


ゴールデンウィークも基本的な感染対策を忘れずに

新型コロナウイルス感染症は、ピーク時から減少しているものの、まだ収束には至っておらず、予断を許さない状況です。変化を繰り返す変異株に対しても、感染対策の基本は同じです。

ワクチン接種された方も含め、手洗い、消毒、3密を避けることなど、基本的な感染対策を継続して実施することが大切です。



花粉症など咳や鼻水などの症状がある方も多くいる季節であるため、マスク着用に努めてください。



ゴールデンウィークなどで人の移動が活発になり、イベントなどを楽しむ機会が増えます。感染対策を徹底し、ご自身や周囲の方への感染を防ぎましょう。また予定していた行事がある場合も、体調がすぐれない場合は無理せずに機会を改めましょう。



体調不良のときは無理せず早めに身近な医療機関へ



発熱や風邪などの症状があるときは
かかりつけ医など身近な医療機関に
必ず事前に相談してから受診しましょう

相談・受診する医療機関が見つからない場合

新型コロナ
受診相談センター

☎228-0239 FAX 222-9876
(土・日曜日、祝休日も開設)

コロナ関連支援

その他の支援を紹介しています

堺市 新型コロナウイルス関連特設ページ



事業者向け支援は 18 ページ

◎住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

次の対象世帯に1世帯当たり10万円を給付しています

●家計急変世帯

コロナの影響で世帯全員の令和3年1月以降の収入が「住民税均等割が非課税となる水準以下」になった世帯

●令和3年度住民税非課税世帯

1月31日発行の確認書が未提出の世帯に、4月20日に確認書を再度送付しています。

☎堺市臨時特別給付金コールセンター
(☎0120-357-270 FAX 275-9248)

・5月31日までに申請する方

昨年1月以降、任意の1カ月の収入で計算した1年間の収入見込み額が非課税相当

・6月1日以降に申請する方 ①か②いずれかに該当すること

- ①昨年1～12月の間に家計が急変し、令和4年度分住民税均等割が非課税
- ②令和4年1月以降、任意の1カ月の収入で計算した1年間の収入見込み額が非課税相当

申請 9月30日まで

申請書を市ホームページ (QRコード) か区役所
手続き支援窓口で入手のうえ、郵送で。



◎堺市子育て世帯へ臨時特別給付金【所得制限超過世帯】

受け取りがまだの方は申請が必要
期限は5月31日まで

提出書類など、詳しくは
市ホームページ
(QRコード) 参照



支給は児童1人につき1度です

☎子育て世帯特別給付金コールセンター
(☎225-1670)

※おかけ間違いがないようご注意ください。

◎お困りの方はご相談ください 生活相談コンシェルジュ

生活費・仕事・子育て・就学・進学などその他、生活上のさまざまなお困りごとを抱える方にワンストップで対応し、適切な支援へとつなぐ相談窓口を区役所に開設します。



区役所相談窓口	堺保健福祉総合センター内	☎248-7020 FAX 228-7870
	中保健福祉総合センター内	☎248-8148 FAX 270-8103
	東保健福祉総合センター内	☎287-8619 FAX 287-8117
	西保健福祉総合センター内	☎275-1906 FAX 343-5050
	南保健福祉総合センター内	☎290-1823 FAX 290-1818
	北保健福祉総合センター内	☎258-6724 FAX 258-6678
	美原保健福祉総合センター内	☎341-3302 FAX 362-0767

日時 月～金曜日 9:00～17:30
(祝休日と12:00～12:45は除く)

市ホームページでも
ご案内しています→

